

京丹後市森林整備計画（変更）

自 令和 3 年 4 月 1 日
計画期間
至 令和 13 年 3 月 31 日

変更決定 令和 6 年 3 月 29 日

（ただし、この計画書の効力は、令和 6 年 4 月 1 日から生じることとする。）

京 都 府
京 丹 後 市

京丹後市森林整備計画



| 記号 | |
|-----|----------|
| — | 市郡界 |
| --- | 区町村界 |
| —○— | 市民局界 |
| —△— | 一般国道 |
| — | 主要地方道 |
| — | 一般府道 |
| ● | 京丹後市役所 |
| ◎ | 京丹後市役所庁舎 |

1 : 120,000
0 1 2 3 4 5 6 7km

目 次

| | | |
|----|---|----|
| I | 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項 | 1 |
| 1 | 森林整備の現状と課題 | 1 |
| 2 | 森林整備の基本方針 | 2 |
| 3 | 森林施業の合理化に関する基本方針 | 5 |
| II | 森林整備に関する事項 | 6 |
| 第1 | 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く） | 6 |
| 1 | 樹種別の立木の標準伐期齢 | 6 |
| 2 | 立木の伐採（主伐）の標準的な方法 | 6 |
| 3 | その他必要な事項 | 9 |
| 第2 | 造林に関する事項 | 9 |
| 1 | 人工造林に関する事項 | 9 |
| 2 | 天然更新に関する事項 | 12 |
| 3 | 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項 | 14 |
| 4 | 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準 | 14 |
| 5 | その他必要な事項 | 15 |
| 第3 | 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準 | 15 |
| 1 | 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 | 15 |
| 2 | 保育の種類別の標準的な方法 | 16 |
| 3 | 育成複層林施業の標準的な方法 | 17 |
| 4 | その他必要な事項 | 18 |
| 第4 | 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 | 18 |
| 1 | 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法 | 18 |
| 2 | 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法 | 20 |
| 3 | その他必要な事項 | 21 |
| 第5 | 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項 | 23 |

| | | |
|----|---------------------------------------|----|
| 1 | 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針 | 23 |
| 2 | 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策 | 23 |
| 3 | 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項 | 23 |
| 4 | 森林経営管理制度の活用に関する事項 | 23 |
| 5 | その他必要な事項 | 24 |
| 第6 | 森林施業の共同化の促進に関する事項 | 24 |
| 1 | 森林施業の共同化の促進に関する方針 | 24 |
| 2 | 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策 | 24 |
| 3 | 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項 | 25 |
| 4 | その他必要な事項 | 25 |
| 第7 | 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項 | 25 |
| 1 | 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項 | 25 |
| 2 | 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項 | 26 |
| 3 | 作業路網の整備に関する事項 | 26 |
| 4 | その他必要な事項 | 27 |
| 第8 | その他必要な事項 | 27 |
| 1 | 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項 | 28 |
| 2 | 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項 | 29 |
| 3 | 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項 | 30 |
| Ⅲ | 森林の保護に関する事項 | 31 |
| 第1 | 鳥獣害の防止に関する事項 | 31 |
| 1 | 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法 | 31 |
| 2 | その他必要な事項 | 31 |
| 第2 | 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項 | 32 |
| 1 | 森林病虫害等の駆除及び予防の方法 | 32 |
| 2 | 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く） | 32 |
| 3 | 林野火災の予防の方法 | 32 |
| 4 | 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項 | 33 |
| 5 | その他必要な事項 | 33 |

| | | |
|------|--|----|
| IV | 森林の保健機能の増進に関する事項 | 34 |
| 1 | 保健機能森林の区域 | 34 |
| 2 | 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項 | 34 |
| 3 | 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項 | 34 |
| 4 | その他必要な事項 | 35 |
| V | その他森林の整備のために必要な事項 | 35 |
| 1 | 森林経営計画の作成に関する事項 | 35 |
| 2 | 生活環境の整備に関する事項 | 36 |
| 3 | 森林整備を通じた地域振興に関する事項 | 36 |
| 4 | 森林の総合利用の推進に関する事項 | 36 |
| 5 | 住民参加による森林の整備に関する事項 | 36 |
| 6 | 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項 | 37 |
| 7 | その他必要な事項 | 37 |
| | [別紙1]林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画 | 39 |
| | [別紙2]森林の総合利用関係施設の整備計画 | 40 |
| | [別紙3]自然公園法指定区域内の施業方法 | 41 |
| 別添資料 | | |
| 1 | 公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林の区域の一覧 | 42 |
| 2 | 公益的機能別施業森林の区域における森林施業の方法を定める森林の区域の一覧 | 44 |
| | 参考資料 | 47 |
| | 付属資料 京丹後市森林整備計画概要図 | |

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、京都府の北西部に位置し、南西部は山並みを形成して兵庫県豊岡市に接している。北部は日本海に面し、山陰海岸国立公園及び丹後天橋立大江山国立公園に指定され、山陰海岸ジオパークが世界ジオパークとして認定されており、白砂青松の美しい風景、変化にとんだリアス式の海岸線を形作っている。また、南部地域の山並みを水源とする久美谷川、川上谷川、佐濃谷川、鱒留川、竹野川、宇川、福田川等の河川が南北に流れており、その川沿いに農地が開け、集落が形成されている。

本市の総面積は 50,144ha であり、そのうち森林面積は 37,176.17ha で総面積の 74.14% を占めている。民有林面積は 36,051.03ha で、そのうちヒノキを主体とした人工林の面積は 9,511.55ha と人工林率 26.38% となっており、3～12 齢級の間伐対象森林面積は 4,867.07ha で人工林面積の 51.17% を占めている。

本市の森林は、建築資材等の供給などの経済面だけでなく、国土の保全、水源の^{かん}涵養、生活環境の保全、飛砂による農地被害の防止、景観保全やレクリエーションの場となるなど森林の多面的な機能を有しており、地域住民と深く結び付いたものとなっている。さらに、近年は、地球温暖化防止機能にも注目されていることから、その保全育成が急務となっている。

しかし、林業を取り巻く情勢は依然として厳しく、木材需要と価格の長期低迷、労働力の不足、高齢化、有害鳥獣による食害等により林業生産活動が全般にわたって停滞し、人工林の持つ機能が十分発揮されていないのが現状であり、また、松くい虫被害により海岸線沿いの松林の防風、防潮、防砂等の公益的機能の喪失や美しい景観の悪化が懸念されている。

また、民有林の 70.0% を占める天然林においても、これまでは薪炭材の供給や肥料としての落葉採取などに利用することで維持されてきたが、近年の生活様式の変化により荒廃が進み、過密な林内環境は各種公益的機能の低下や生物多様性の減少を招き、獣の餌場の喪失による農作物等への獣害被害をもたらしており、森林資源の有効活用による天然林の利用・管理の一体的な整備により森林の機能回復を図る必要がある。

このため、用材生産等の経済的機能等が十分に発揮されるために、間伐、保育等

の森林整備や施業の合理化を積極的に推進するとともに、森林資源の木質バイオマス利用など多面的な利活用及び保全に向けて、森林の有する公益的機能に応じた森林環境の改善や林業基盤の整備を計画的に実施することが重要である。

このような取組みを進めるためには、森林環境教育や健康づくりの場等として幅広い森林活用を図り、森林の有する公益的機能に対する市民の理解を深めることが重要である。

(注) 森林の有する国土の保全、水源の涵かん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能のことを「森林の有する多面的機能」と表現し、このうち、林産物の供給に関する機能以外の機能を「森林の有する公益的機能」と表現する。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林のおかれている自然的・社会的諸条件からみて、森林の有する多面的機能を高度に発揮するうえで望ましい森林資源の姿を次のとおり定め、それぞれの機能の発揮を目指すこととする。

(ア) 水源涵^{かん}養機能

団粒構造がよく発達し、かつ、粗孔隙に富む土壌を有し、根系の発達が良好であり、複層林など多様な樹冠層を構成している森林であるため、雨水等の浸透保水能力が高く、樹木の生育が旺盛な森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等の治山施設（浸透保水工など）が整備されている森林

(イ) 山地災害防止機能/土壌保全機能

根系が深くかつ広く発達しているため、土壌を押さえ崩壊を防ぐ機能が高く、落葉・落枝等の腐植に富んだ地層を有しているため、雨水等から土壌の流出を防ぐ土壌保全機能が高い、また、適度の陽光が入ることによって下層植生の発達が良好な森林であって、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する施設等の治山施設（治山堰堤等）が整備されている森林

(ウ) 快適環境形成機能

樹高が高く、葉量の多い樹種で構成され下枝が密に着生しているなど
遮へい能力が高く、海岸線沿いの防潮、防砂、防風等の機能が高い森林

(エ) 保健・レクリエーション機能

多様な樹種からなり、かつ、林木が適度な間隔で配置されている森林、四季折々の豊かな変化を有する森林であって、森林浴、リラックス効果が高く、保健・レクリエーション・教育的活動に適した施設が整備されている森林

(オ) 文化機能

居住地、社寺等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林あるいは地域固有の樹種を中心として安定した林相をなしている森林

(カ) 生物多様性保全機能

時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されている森林、また、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林や陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林

(キ) 木材等生産機能

林木の生育に適した森林土壌を有し、適正な密度を保ち、形質の良好な林木から成る生長量の多い森林であって、林道等の生産基盤が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、長伐期施業の促進も含めた適切な間伐や保育等の森林施業・管理を計画的に実施するとともに、花粉発生源対策の加速化を推進する。

また、森林の有する公益的機能に応じて、間伐や保育等を積極的に推進し、多様性に富む育成複層林や針広混交林の整備、天然生林の保全及び確保等により多様な森林整備を推進し、併せて、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病虫害被害の防止対策の推進、森林ボランティアに

よる海岸松林の再生活動等への支援により、目指すべき森林資源の姿に誘導するよう努めるものとする。

作業路網は、効率的な森林施業、森林の適正な管理経営に欠くことのできない施設であり、農山村地域の振興にも貢献するため、林道等の林内路網の整備を計画的に推進する。

森林整備を推進する上で重要となる林業労働力については、間伐の着実な実施が重要課題となっていることや、今後、主伐期を迎える林分が多くなることから、森林組合や意欲ある林業事業体等を育成するために、高性能林業機械の導入や路網作設を行うオペレーター等の養成への支援を図り、計画的な森林施業を実施するための体制整備を推進する。

適切な森林整備を推進していくために、森林所有者、森林組合、行政機関等が相互に連携を密にし、講習会等を通じて、技術指導や普及啓発に努めるとともに、国や府等の事業を積極的に活用して森林整備を推進する。

目指すべき森林資源の姿の各区分における森林施業の推進方策については、次のとおりとする。

(ア) 水源涵養機能

浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の良好な生育が確保され、林木の生長が旺盛な森林に誘導するための森林整備を促進し、林床の安定化を考慮した適切な造林、保育、間伐を計画的に実施する。必要に応じて保安林の指定とその適切な管理を推進する。

また、森林の面的広がりやモザイク的配置を考慮した伐採、1箇所当たりの伐採面積の縮小等を図るものとする。

(イ) 山地災害防止機能/土壌保全機能

複層林施業、長伐期施業の推進及び適正な伐採方法を実施するほか、必要に応じて保安林の指定、その適切な管理、山地災害を防ぐ施設の整備を推進する。

また、地形、地質等の条件を考慮した上で、1箇所当たりの伐採面積の縮小等を図るものとする。

(ウ) 快適環境形成機能

葉量の多い樹種で構成され、防潮、防砂、防風等の機能が高い活力あ

る森林に誘導するため、新植や病虫害防除等による森林整備や保全を自然条件及び社会条件に応じて推進する。

(エ) 保健・レクリエーション機能

市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図る等、適切な保育の実施による森林整備を推進する。

(オ) 文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。また、必要に応じて、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

(カ) 生物多様性保全機能

森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。

(キ) 木材等生産機能

木材需要の動向、地域の森林構成等を考慮の上、形質の良好な木材を安定的かつ効率的に生産するとともに、森林の健全性を確保し、生産目標に応じた林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進することとする。この場合、効率的な森林施業を可能とする、施業の集約化や機械化、林道等作業路網の整備を推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林所有者、森林組合、行政機関等が相互に連携を密にして、森林施業の共同化、林業後継者の確保・育成、林業機械化の促進及び作業路等の整備などについて、総合的かつ計画的に推進する。

森林施業の共同化については、森林施業の共同化に関する地域の合意形成や森林組合の体制強化を図り、森林組合等への森林施業受委託を推進する。

林業後継者の確保・育成については、経営改善や技術向上の指導、福利厚生の実施、森林組合の経営基盤の強化を図る。

林業機械化の促進については、高性能機械を主体とする林業機械の導入を進め、機械オペレーターの養成確保等を図る。

作業路等の整備については、特に、利用間伐に重点を置いた森林整備を進める必要があることから、効率的な森林施業を図るための作業路網の整備を推進する。

II 森林整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である立木の標準伐期齢は、下表のとおりとする。

【樹種別の立木の標準伐期齢】

| 地 域 | 樹 種 | | | | |
|------|-----|-----|-----|------------|-----|
| | ス ギ | ヒノキ | マ ツ | その他 針葉樹 | 広葉樹 |
| 本市全域 | 40年 | 45年 | 40年 | 40年 | 15年 |

注）標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標を定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

| | |
|----|--|
| 皆伐 | 皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね 20ha ごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。 |
| 択伐 | 択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率は |

| |
|---|
| 30%以下(伐採後の造林が植栽による場合にあつては40%以下)とする。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。 |
|---|

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～オに留意する。

- ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
- イ 森林の有する多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。
- オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知。以下「伐採・搬出指針」という。)のうち、立木の伐採方法及び集材に関する事項を踏まえること。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、伐採・搬出指針を踏まえ、現地に適した方法により行うこと。

さらに、立木の伐採については、次に示す事項に従って適切に行うこととする。

(1) 育成単層林施業

育成単層林施業については、森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林を対象として、下表に示す育成単層林施業の標準的な方法に従って実施するものとする。

(2) 育成複層林施業

育成複層林施業については、ブナ等からなる天然林、広葉樹が混交している人工林等であって、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成り立ち、森林の有する公益的機能の維持増進が図られる森林を対象として、下表に示す育成複層林施業の標準的な方法に従って実施するものとする。

【立木の伐採(主伐)の標準的な方法】

| 施業の区分 | 標準的な方法 | | |
|-------|--|-------|---------|
| 育成単層林 | ① 主伐に当たっては、伐区をおおむね 20ha 以内とし、伐採箇所についても努めて分散するものとする。 ② 尾根筋、河川沿いでは、林地の保全、風致の維持等の観点から、片側 20m 程度を保存するように努めることとし、公道及び林道周辺はできるだけ保存することとする。 ③ 主伐の時期については、胸高直径がおおむね下表に掲げる値となる時期を目安とする。 | | |
| | 樹種 | 生産目標 | 直径 (cm) |
| | スギ | 芯持ち柱材 | 20 |
| | | 一般建築材 | 26 |
| | | 芯去り柱材 | 34 |
| | ヒノキ | 芯持ち柱材 | 18 |
| | | 一般建築材 | 24 |
| マツ | 一般建築材 | 26 | |
| ナラ類 | ほだ木 | 12 | |

| | |
|-------|--|
| | <p>④ 皆伐後に天然更新を行う場合には、1箇所当りの伐採面積及び伐採箇所は①に準ずるものとし、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等に配慮し、ぼう芽更新の場合には、優良なぼう芽を発生させるため11月から3月の間に伐採を行うものとする。</p> |
| 育成複層林 | <p>① 主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえて、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して選木を行うものとする。</p> <p>② 択伐は、天然下種更新が確実な林分で行うこととし、伐採に当たっては適正な蓄積が維持される繰り返し期間及び択伐率（支障木を含めて）おおむね30%以内とする。</p> <p>③ 皆伐又は数回の伐採による場合は、母樹の配置、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮するものとする。</p> |

3 その他必要な事項

特になし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、下表のとおりであり、植栽する樹種については、沢沿い～斜面下部（南斜面の乾燥した土壌を除く。）ではスギを、斜面中～上部ではヒノキを基本として選定する。

また、更新に当たっては、エリートツリーなどの成長に優れた苗木の植栽、花粉発生源対策の加速化を図るための花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。）の植栽、針広混交林への誘導等に努めるものとする。

【人工造林の対象樹種】

| 区 分 | 樹種名(針葉樹) | 樹種名(広葉樹) |
|-----------|-------------|----------|
| 人工造林の対象樹種 | スギ、ヒノキ、アカマツ | コナラ、ケヤキ等 |

(注) 上記に定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局と相談すること。

(2) 人工造林の標準的な方法

由良川地域森林計画で定める人工造林の標準的な方法に関する指針に基づき、次の事を定めるものとする。

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位級等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、下表のとおり、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽するものとする。

なお、活着率や初期成長の優れたコンテナ苗や成長の優れたエリートツリーなどを活用する場合などにおいては、低密度植栽（植栽本数1,500本/ha程度）を推進する。

【人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数】

| 樹 種 | 仕立ての方法 | 標準的な植栽本数 (本/ha) |
|------|--------|-----------------|
| スギ | 中仕立て | 3,000 |
| | 疎仕立て | 2,000 |
| ヒノキ | 中仕立て | 3,000 |
| | 疎仕立て | 2,000 |
| アカマツ | 疎仕立て | 3,000 |
| 広葉樹 | 中仕立て | 4,000 |
| | 疎仕立て | 3,000 |

(注) 複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽については、複層林や混交林の施業体系をふまえて、標準的な植栽本数のうち「疎仕立て」に相当する本数に下層木以外の伐採率（材積）を乗じた本数以上を植栽すること。また、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局と相談すること。

イ その他人工造林の方法

その他人工造林の方法は、下表に示す方法を標準として決定するものとする。

また、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努める。

【その他人工造林の方法】

| 区 分 | 標準的な方法 |
|--------|---|
| 地拵えの方法 | 等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、傾斜角30度以上の急傾斜地及び浮き石等の不安定地においては、等高線沿いの筋状地拵えを行い林地の保全に努めるものとする。 |
| 植付けの方法 | 全刈地拵えの場合は正方形植えを原則とし、筋状地拵えの場合は、等高線に沿って、できるだけ筋を通して植え付けするものとする。 |
| 植栽の時期 | 4月～6月中旬までに行うことを原則とし、秋植の場合には、苗木の根の成長が鈍化した時期（10月～11月）に行うものとする。 |

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内、択伐による伐採を行う場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により、適確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、下表のとおりとする。

【天然更新の対象樹種】

| 区分 | 樹種名 (針葉樹) | 樹種名 (広葉樹) |
|----------------|--------------|---|
| 天然更新の対象樹種 | スギ、ヒノキ、アカマツ | ブナ類、サワグルミ、ミズメ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、クスノキ、カシ類、ナラ類、サクラ類、カエデ類 |
| ぼう芽による更新が可能な樹種 | — | サワグルミ、カシ類、ナラ類 |

(注) 上記以外の樹種を更新対象とする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局に相談の上、適切な樹種及び作業を選択すること。

(2) 天然更新の標準的な方法

天然更新の方法は、天然下種更新及びぼう芽更新とする。

ぼう芽更新を行う場合は、必要に応じ芽かき、植え込み等を実施することとする。ササや腐層の堆積等により更新が阻害されている箇所では、未木枝条類の除去あるいは、掻き起こしを行うことや、発生した稚樹の生育を促進するための刈り出しを行うほか、更新の不十分な箇所には植え込みを行うこととする。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新候補地では、立木度をもって天然更新の完了を判断することとする。立木度とは、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数との対比を十分率で表したものであり、5年生の天然更新の対象樹種の期待成立本数は1ヘクタール当たり10,000本と定める。天然更新

を完了すべき期間内に更新予定木の稚樹が林床植生と比べ樹高が高く、また、対象樹種が立木度3以上となった段階をもって更新完了とする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業は、下表に示す方法を標準として行うものとする。

【天然更新補助作業の標準的な方法】

| 区 分 | 標準的な方法 |
|------|--|
| 地表処理 | ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条整理を行い、種子の定着及び発育の促進を図る。 |
| 刈り出し | 天然稚幼樹の生育がササ等の下層植生によって阻害されている箇所については、稚幼樹の生長の促進を図るものとする。 |
| 植え込み | 天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所については、経営目標に適した樹種を選定して必要な本数を植栽する。 |
| 芽かき | ぼう芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じ優良芽を1株当たり2～3本残すものとし、それ以外は掻きとる。 |

ウ その他天然更新の方法

天然更新を行う場合には、下記の伐採跡地の天然更新をすべき期間の間に原則として標準地調査により、更新状況の確認を行うものとする。

なお、確認後更新が完了していない場合には、天然更新補助作業又は植栽により確実な更新を図るよう森林所有者等を指導するものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新をすべき期間については、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。また、択伐後の針葉樹の天然下種更新等、更新樹種が特定されており、施業体系等に基づく保育等の実施が確実な場合、2年以内とする。

なお、この他の天然更新に関する具体的な基準は、京都府天然更新完了基

準によることとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

(1)の基準による森林のうち、その所在が明らかなものは、下表に示す森林の区域の針葉樹人工林とする。

【植栽によらなければ適確な更新が困難な森林】

| 森林の区域（林小班番号） | 備考 |
|---|-------------------------|
| 131, 132 い, 134 と, 135 い, 143 と, 220 ち・り, 222 へ・ち・り, 223 ろ・に, 224 い・へ | 京丹後市森林整備計画概要図に図示するものとする |

4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第 10 条の 9 第 4 項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1 の(1)による。

イ 天然更新の場合

2 の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数として、天然更新の対象樹種の立木が 5 年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数は、1 ヘクタール当たり 10,000 本

と定めるものとするとともに、天然更新を完了すべき期間内に更新予定木の稚樹が林床植生と比べ樹高が高く、また、対象樹種を立木度3以上成立させるものとする。

5 その他必要な事項

- (1) 国庫補助事業等の活用による造林・保育を積極的に実施することとする。
- (2) 海岸部については、松くい虫被害により多くの松が枯れ、景観保護等の観点からも松の再生作業を推進することとし、同時に松くい虫防除等も積極的に実施することとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、下表に示す内容を標準として、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨として、森林の立木の成長度合い等を勘案し、適切な時期、方法により実施するものとする。

また、施業の効率化・省力化を図るため、列状間伐の普及促進に努めることとする。

【間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法】

| 樹種 | 施業体系 | 植栽本数 (本/ha) | 間伐を実施すべき標準的な林齢(年) | | | | | 標準的な方法 |
|----|------|----------------|-------------------|-------|-------|-------|-------|--|
| | | | 初回 | 2回目 | 3回目 | 4回目 | 5回目 | |
| スギ | 中仕立て | 3,000 | 14~19 | 20~29 | 30~39 | 40~54 | 55~69 | 間伐率は、本数率又は材積率で概ね30%(ただし、雪害等の気象害を受けた場合はおおむね20%) |
| | 疎仕立て | 2,000 | | | | | | |
| ヒ | 中仕立て | 3,000 | 14~24 | 25~34 | 35~44 | 45~59 | 60~74 | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|----------|-------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|
| ノ キ | 疎仕 立て | 2,000 | | | | | | | | | | | | | | | とする。 間伐木の選定は、 林分構成の適正化を 図るよう形成不良木 に偏ること無く行う こととする。 |
|--------|----------|-------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|

平均的な間伐の実施時期の間隔

標準伐期齢未満：10年、標準伐期齢以上：15年

なお、上記以外の樹種については、林業普及指導員又は市の林務担当部局へ相談の上、適切な作業を実施すること。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育は、下表に示す内容を標準として、当該森林の植生状況、立木の成長度合いを勘案し、適切に実施するものとする。下刈りについては、目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るため、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行うこととする。なお、エリートツリーなどの成長の優れた苗木を活用する場合や低密度植栽を導入した場所などにおいては、下刈り回数の削減や部分的な実施、実施期間の短縮により作業の省力化・効率化を図ることとする。

【保育の種類別の標準的な方法】

| 保育の 種類 | 樹 種 | 実施すべき標準的な林齢及び回数 | | | | | | | | | | | | | | 標準的な 方法 | |
|-----------|-------------|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|------------|---|
| | | 1 年 | 2 年 | 3 年 | 4 年 | 5 年 | 6 年 | 7 年 | 9 年 | 10 年 | 11 年 | 18 年 | 20 年 | 25 年 | 30 年 | | |
| 雪起こし | ス ギ | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | | | | 通直な材に育て上げ、成林させるための重要な作業。実施時期は3月中旬から4月下旬ごろまでに実施するのが良い。 |
| | ヒ ノ キ | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | | | | |
| 下 刈 | ス ギ | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | | | | | | 植栽木が下草より抜け出るまで行う。実施時期は |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|---|
| | ヒ ノ キ | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | | | | 6～7月頃を目安とする。 |
| つる切 | ス ギ | | | | | | | | 1 | | | | | | | 下刈終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。実施時期は6～7月頃を目安とする。 |
| | ヒ ノ キ | | | | | | | | | 1 | | | | | | |
| 除 伐 | ス ギ | | | | | | | | | | 1 | | | | | 造林木の生長を阻害している、又は、阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去する。実施時期は、8～10月頃を目安とする。 |
| | ヒ ノ キ | | | | | | | | | | 1 | | | | | |
| 枝 打 ち | ス ギ | | | | | | | | 1 | | 1 | | 1 | | | 病虫害等の発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材を得るために行う。実施時期は樹木の成長休止期の12月～3月頃とする。 |
| | ヒ ノ キ | | | | | | | | | 1 | | 1 | | 1 | | |

注 ただし、4回目以降の下刈りは、必要がある場合のみ実施すること。

上記以外の樹種については、林業普及指導員又は市の林務担当部局へ相談の上、適切な作業を実施すること。

3 育成複層林施業の標準的な方法

広葉樹林における育成複層林施業については、各地域の森林育成条件を勘案しつつ、目指すべき森林資源の姿に誘導するよう整備する。

(1) 更新伐

老朽化した広葉樹林の若返りを目的として行う施業で、主林木を伐採し、天然更新等により林分構造の改善を図ること。

(2) 改良

広葉樹林の質的・構造的な改善を目的として行う施業で、主林木の生育や天然更新を阻害する不用木等を伐採するとともに、必要に応じて地表の掻き起こしを行い、育成複層林へ誘導すること。

4 その他必要な事項

局所的な立地条件に応じて実施すべき間伐及び保育の基準は、上記によるほか、特に次の点に留意することとする。

(1) 下刈

雑草木の繁茂が著しく林木の生長が遅い地区については、標準的な方法に示す林齢を越える森林についても必要に応じ造林木の高さが雑草木の概ね1.5倍程度になるまで追加して行うこと。

(2) つる切

つる類の繁茂の著しい沢沿いの箇所については必要に応じ2～3年に1回、立木の生育に支障をきたさないように実施すること。

(3) 獣害対策

シカ等の野生鳥獣の被害により、健全な森林の維持又は形成に甚大な影響が予想される地域にあつては、適切な対策を講じること。

このほか、定められた標準的な林齢を超えて間伐または保育作業を実施しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局と相談すること。

1及び4に定める間伐の基準に照らし、計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等は、参考資料（5）に記載するものとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

- (1) 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、水源涵養機能が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとする。

本森林、土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の設定に当たっては重複を認めるものとし、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように設定するものとする。

イ 施業の方法

施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。施業の方法については、別表2により定めるものとする。

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

次の①～③の森林を別表1により定めるものとする。

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林等、砂防指定地周辺、山地災害防止機能が高い森林等

- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林等、風害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等

- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林等、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの市民の保健・教育的利用等に適した森林、保健・レクリエーション機能及び文化機能が高い森林等

イ 施業の方法

施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業をそれぞれ推進する。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能が確保できる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

長伐期施業を推進すべき森林については、別表2により定める。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として別表1により定めるものとする。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として定めるものとする。

さらに、区域内において1に定める公益的機能別施業森林と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めることとする。

(2) 施業の方法

森林の有する公益的機能の発揮に留意しつつ、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要および生産目標に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう、努めることとする。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うものとする。

3 その他必要な事項

温室効果ガスの森林吸収源対策として、公益的機能別施業の推進に努めることとする。また、緑化活動その他の森林整備及び保全を図ることを目的とする特定非営利活動法人等が、市内の公益的機能別施業森林においてその森林所有者等と間伐又は保育等の森林施業の実施等に関する法第 10 条の 11 第 2 項に規定する協定を締結し、森林整備が促進されるように働きかけを行うものとする。

[別表 1]

【公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の設定】

| 区分 | | 森林の区域 | 面積 (ha) |
|--|--|----------------|-----------|
| 水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | | 別添資料 1 のとおり | 11,936.63 |
| 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境 | 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | | 18,732.35 |
| の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林 | 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | | 527.03 |
| 施業を推進すべき森林 | 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | | 7,265.02 |

| | | |
|--|--|----------|
| 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | | 7,629.60 |
| 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林 | | 2,530.77 |

[別表 2]

【公益的機能別施業森林の区域における森林施業の方法】

| 区分 | | 施業の方法 | 具体的な基準 | 森林の区域 | 面積(ha) |
|--|--|-------|---------------------------------------|-----------|-----------|
| 水源の ^{かん} 涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | | 伐期の延長 | ・標準伐 期齢+10 ・皆伐 20ha以下 | 別添資料2のとおり | 11,936.63 |
| 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 長伐期施業 | ・標準伐 期齢×2 ×0.8 ・皆伐 20ha以下 | | 18,732.35 |
| 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | | | | 527.03 |
| 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | | | | 7,265.02 |

ただし、「水源の^{かん}涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」区分の内、「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」区分と重複する森林の区域については、施業の方法は、「長伐期施業」を優先するものとする。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

府・市・森林組合等による連携を密にし、林業普及指導員及び地域活動支援等による普及活動又は森林経営管理制度の活用による施業提案を通じて、森林施業の集約化及び適正管理のために森林所有者の取りまとめを促すこととする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者及び各地域へは、施業の集約化及び森林整備に関する委託の働きかけを行うこととし、また、森林組合へは本市の中核的な林業の担い手として、施業の集約化及び森林の適正管理へ必要な情報提供等を行い経営規模の拡大を促していくものとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林経営の受託に当たっては、受託者が森林の経営を行うことができるよう当該森林の立木の育成及び施業の実施に伴い伐採する立木についての育成権が付与されるものとする。

また、当面の施業を必要としない森林に対する保護に関する事項を含めたものにする。

施業の実施に当たっては、面的なまとまりを持った施業の実施に努めることとし、経営を委託する森林所有者又は当該地域の意向を十分に確認しながら行うものとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用により経営管理権又は経営管理実施権の設定を図り、適切な森林の経営管理を促すこととする。

また、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

経営管理権又は経営管理実施権の設定された森林又は設定が見込まれる森林については、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置付けるとともに、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林管理等の確実な実施を図る。

5 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

当市の森林所有状況は、5ha未滿の森林所有者が市全体の89%と零細であり、近年の林業を取り巻く厳しい状況から、林家の生産意欲を阻害し林業不振と同時に森林の荒廃を招いている。

森林組合は地域林業の担い手としての役割を果たす中で拡大造林等の施業の受託を進めている。しかし、林業をとりまく情勢が依然として厳しい中で地域林業の振興を図るためには、組合員の協力を得ながら地域の中核的担い手として、木材生産はもとより森林土木、特産物により事業形態の拡大を図り、安定した事業量と労働力の確保により組合を育成強化する必要がある。

今後は地域林業の担い手を育成し、後継者の定着をはかり、林業経営意欲の向上を目指すとともに、森林施業の組合委託の推進、森林組合作業班の育成強化に努め、森林施業の組織化・集団化を図る。

また、本市に森林を有する国、京都府、国立研究開発法人森林総合研究所、個人等の森林所有者及び森林組合等で相互に連絡を密にして、官民一体となった森林施業の合理化、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な導入と実施を計画的かつ組織的に推進することとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

各地域で作業道の開設等による施業の集約化、機械化、共同化について、検討

会を実施するとともに、森林組合への施業委託を積極的に推進する。また、森林組合が地域で開催する間伐、保育等の技術指導等集落単位の実施体制整備を図る。また、計画的な森林整備を行うため、市と森林組合が一体となり不在森林所有者を把握し、連絡調整を図る中で地域全体が実施に向けて参画、協力できる体制づくりに努力する。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- (1) 森林経営計画を共同で作成するもの（以下「共同作成者」という。）全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心に、施業は可能な限り共同で又は意欲ある林業事業体等への共同委託により実施することとする。
- (2) 作業路網その他の施設の維持運営は共同作成者の共同により実施すること。
- (3) 共同作成者の一が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすること。

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムは、下表に示すとおりとする。

【効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム】

| 区分 | 作業システム | 路網密度 (m/ha) |
|----|--------|-------------|
|----|--------|-------------|

| | | |
|----------------------|-----------|---------------|
| 緩傾斜地 (0° ~ 15°) | 車両系作業システム | 110m/ha 以上 |
| 中傾斜地 (15° ~ 30°) | 車両系作業システム | 85m/ha 以上 |
| | 架線系作業システム | 25m/ha 以上 |
| 急傾斜地 (30° ~ 35°) | 車両系作業システム | 60m<50>/ha 以上 |
| | 架線系作業システム | 20m<15>/ha 以上 |
| 急峻地 (35° ~) | 架線系作業システム | 5m/ha 以上 |

また、表の水準は、地域森林計画を踏まえ、木材搬出予定箇所に適用すべき基準であり、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこと。

注 1 : 「架線系作業システム」: 林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集材するシステムをいう。タワーヤード等を活用する。

注 2 : 「車両系作業システム」: 林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムをいう。フォワーダ一等を活用する。

注 3 : 「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

今後計画期間中の施業集約の状況や、森林経営計画の樹立状況等により、区域の設定を検討することとする。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

路網整備に当たっては、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、国が定める林道規程（昭和 48 年 4 月 1 日 48 林野道第 107 号林野

庁長官通知)を基本とし、京都府林業専用道作設指針(平成23年3月31日3森第252号京都府農林水産部長通知)により開設することとする。

イ 基幹路網の整備計画

計画事項なし

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設にかかる留意点

丈夫で簡易な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、作業道等実施基準(平成19年7月31日9林第406号農林水産部長通知)及び京都府森林作業道作設指針(平成23年3月31日3林第152号京都府農林水産部長通知)により開設することとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

京都府森林作業道作設指針(平成23年3月31日3林第152号京都府農林水産部長通知)に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう管理者により適正に管理するものとする。

4 その他必要な事項

林道・林業専用道の開設に関しては、林道のもつ多目的性を重視し、林業の生産活動を通じて地域社会の豊かな振興を図るための道として機能するように、路線位置及び規格・構造について、自然環境の保全、災害の防止、交通の安全と円滑の確保に十分留意するものとし、また、既設の林道の利用効果を高めるとともに、森林施業の効率化と多様化に対応する森林作業道の開設等についても促進を図るものとする。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

森林施業実施の中核をなす森林組合の育成強化と小規模零細な所有構造に対応する林業者支援とし、作業班員の技術向上を図り、委託による施業の推進に努めるとともに、地域及び林家の実状に応じた経営及び管理指導を行う。

(2) 林業従事者及び林業後継者の育成方策

ア 林業従事者の育成

個々の従事者の作業班への加入や組織化を促し、林内作業及び特用林産物生産等における機械化の推進、省力化を図るほか、経営の安定、知識の向上、福利厚生向上・充実を図る等、後継者、新規参入者に魅力があるような環境整備に努める。

また、(公財)京都府林業労働支援センターや京都府立林業大学校との連携を図るなど、研修等による技術・知識の向上や各種資格取得に向けて積極的に取り組むとともに、助成措置等を活用して担い手育成を図ることとする。

イ 林業後継者等の育成

現在 5ha 未満の森林所有者が 89%を占め、保有規模は零細である。経営形態は、生業を別に有する所有林家が大部分であり、財産承継的な所有傾向が強く、計画的な施業が進んでいない。

また、生活様式の変化から、後継者の林業離れ、従事者数の減少、高齢化により林業生産活動は増々厳しくなっている。このため林業の担い手の確保、後継者の育成を図るため、間伐・枝打ちの講習会や、啓発活動を行い、森林に入る意欲の向上に努める。更に、将来を担う若年層に対し、林業の基礎的知識の習得、体験を通じて森林、林業への理解を深める。

(3) 林業事業体の体質強化方策

森林組合等の林業事業体については、長期的な林業情勢の悪化や生活様式の変化等から、林家からの事業の確保が困難となってきた。

このため、各林家に積極的に啓発活動を行い、林業事業体への施業委託を

推進するとともに、公的な分取造林事業や防災・減災事業などの積極的な経営管理を行うなど、計画的かつ直接的な事業執行に努め、林業事業体の経営の安定を図る。

また、森林組合は本市林業の中核的担い手であることを自覚し、間伐材等の利用を促進するため集出荷体制の整備に努めることに加え、森林資源の持続性を考慮しながら、サプライチェーンの最適化検討を進めるなど、多機能型の経営、経営基盤の強化に努めるとともに、就労条件の改善に努め、作業班員の確保、養成及び雇用の安定を図る。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

林業は厳しい自然状況下での労働が主体であり、労働災害の発生率も高く、労働条件の面からも林業従事者の確保を困難にしている。

効率のよい森林施業を実現し、労働条件を改善するためには、林業機械及び林内路網の整備を着実に進め、林業の省力化と効率化を図ることが必要である。

施業の共同化等を推進していく中で、当面は、各種の補助事業を活用し、地域及び林業事業体の実状に応じた機械の導入を推進する。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

(1)を踏まえ、高性能機械を主体とする林業機械の導入目標を下表に示すとおりとする。

【高性能機械を主体とする林業機械の導入目標】

| 作業の種類 | 現状 (参考) | 将来 | | | |
|-------|------------|------|------|------|------|
| | | 急傾斜① | 急傾斜② | 緩傾斜① | 緩傾斜② |
| | | | | | |

| | | | | | | |
|-----------|-----|--------|----------|--------|--------|-------|
| 伐倒 | | チェーンソー | チェーンソー | チェーンソー | チェーンソー | ハーベスタ |
| 集材 | | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ |
| | | 小型集材機 | スウィングヤータ | | | |
| | | 林内作業車 | ↓ | | | |
| | 市内 | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ |
| | 一円 | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ |
| 造材 | | チェーンソー | プロセッサ | プロセッサ | プロセッサ | |
| | | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ |
| 搬出 | | グラップル | グラップル | グラップル | グラップル | グラップル |
| | | フォワーダ | フォワーダ | フォワーダ | フォワーダ | フォワーダ |
| 造林 保育等 | 地拵え | チェーンソー | チェーンソー | | | |
| | 下刈 | 刈払機 | 刈払機 | | | |
| | 枝打 | 人力 | 人力 | | | |

(3) 林業機械化の促進方策

高性能林業機械の導入に当たっては、①事業量の安定確保、②林内路網整備の拡充、③若い林業従事者によるオペレーターの確保、④広域的で効率的な稼働体制の整備が前提となると考えられる。

将来的には、森林資源の成熟や林内路網の整備状況を考慮し、高性能林業機械の整備について検討するものであるが、当面は、森林施業の省力化を図るため間伐・搬出作業等の機械化を推進し、林業事業者については、補助事業や制度資金又はリースやレンタル等を活用して導入を図る。

また、機械オペレーターの養成確保については、森林組合の作業班を中心に、機械の操作の講習会等に参加し、資格の取得に努める。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

木材の流通、加工、販売施設等の整備計画及び特用林産物の生産、流通、加工、

販売施設の整備計画は別紙1のとおり現状を記載する。なお、計画については、林産物のサプライチェーンの構築に向けて、民間需要を活用した循環型の利用促進があるべき形であることから、需要と供給のバランスにおいて民間主導で進められるよう地域品質の向上に努めるとともに、搬出に必要な林内路網などのインフラ整備と一体的に進める。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を下表のとおり定めるものとする。

【鳥獣害防止森林区域】

| 対象鳥獣の種類 | 森林の区域 | 面積 (ha) |
|---------|-------------------------|-----------|
| ニホンジカ | 地域森林計画対象森林の全林班 1～527 林班 | 36,048.49 |

(2) 鳥獣害の防止の方法

対象鳥獣とするニホンジカに対し、特に、人工植栽が予定されている森林を中心に、ア及びイに掲げる鳥獣害防止対策を推進する。

なお、アに掲げる防護柵については、改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

2 その他必要な事項

必要に応じ、現地調査や各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業

事業体や森林所有者からの情報収集等をもって、鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する。

鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には、市が実施する野生鳥獣被害による農作物の被害状況調査結果を参考に、森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図ることとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めるとともに、適地適木に基づく人工植栽及び天然更新並びに適正な保育作業により、健全な森林の育成を図ることとする。

松くい虫による被害対策については、保安林や景観上優れているマツ林等公益的に重要なマツ林について重点的に行うこととする。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び全木焼却等による早期駆除などに向け、府、市、森林組合、森林所有者等の連携を図っていくものとする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

野生鳥獣による被害対策については、捕獲や防護柵の活用のみならず、住み分けのための生息環境整備（広葉樹植栽、針広混交林化）を進めるなど、将来的に良好な関係が図られるように検討する。

また、造林木へのシカ等の被害については重点的に巡視を行うこととする。

3 林野火災の予防の方法

森林利用の多様化に伴い、森林火災の増加のおそれがあるため、消防機関と連携の上、標識の設置等予防のための啓発活動を強化するとともに、不慮の災害に備えて森林保険の加入を促進することとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合は、京丹後市火入れに関する条例（平成16年4月1日、条例第173号）に基づき火入許可を受けた後、火入者及び火入責任者は、必要な防火体制及び火入従事者を確保し、延焼のおそれがない日を選びできる限り小区画ごとを実施するものとする。また、火入者及び火入責任者は火入れを行うに当たっては、市及び消防機関へ連絡することのできる緊急連絡体制を整備することとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

下表に示すとおりとするが、病虫害のまん延のため緊急に伐倒駆除をする必要が生じた場合等については、ここに定める森林以外の森林であっても、伐採の促進に関する指導を行うことがある。

【病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を推進すべき森林】

| 区 域 | 対象森林の区域（林小班番号） | 備 考 |
|------|--|---|
| 網野町 | 141は，142，143，144，145，146，147，148，149い・ろ・に～と，151，152，217ろ・は，219 | 当年枯れの松については、伐採の後、玉切り、全木焼却や破碎もしくははくん蒸の処理を行う。 |
| 丹後町 | 225へ・ち，226と・ち，227，228い・ち，231よ～そ，232い～は・る～わ，243は～へ・り～る・た～つ，244い～へ・ち～る，245い～へ，246，261，262い～に・ぬ，263ろ・へ，265ろ・は・ほ・と・ち，266い・は，268い～ほ，270い～は・ち・り・わ，271い～ほ，272 | |
| 久美浜町 | 526，527い | |

(2) その他

造林木への野生鳥獣の被害、松くい虫被害等の集団枯損及び森林火災について重点的に巡視を行うこととする。

また、林内歩道等の整備を図り、日常の管理等を通じて、適確に森林の実

態を把握し、森林被害の未然防止に努めることとする。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

| 森林の所在 | | 森林の林種別面積 (ha) | | | | | | 備考 |
|-------|-----|---------------|-------|-------|------|------|-----|---|
| 位置 | 林班 | 合計 | 人工林 | 天然林 | 無立木地 | 竹林 | その他 | |
| 小浜 | 142 | 26.35 | 1.35 | 25.00 | — | — | — | 土砂流出防備 保安林 5.78ha 魚つき保安林 10.88ha |
| 掛津 | 144 | 53.51 | 20.54 | 32.72 | — | 0.25 | — | 土砂流出防備 保安林 12.77ha |

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

| 施業の区分 | 施業の方法 |
|-------|--|
| 造林 | Ⅱ-第 2-1- (2) に示す単層林施業に係る標準的な方法に準じて実施するものとする。 |
| 保育 | Ⅱ-第 3-2 に示す単層林施業に係る標準的な方法に準じて実施するものとする。 |
| 伐採 | 優れた風致・景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進等の観点から、択伐による施業を原則とし、伐採に当たっては適正な蓄積が維持されるよう択伐率は(支障木を含む)概ね本数率で 30%以内とする。 |
| その他 | 択伐後に天然更新を行う場合には、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等に配慮し、ぼう芽更新の場合には、優良な萌芽を発生させるため 11 月から 3 月の間に伐採を行うものとする。 |

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし

4 その他必要な事項

特になし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

なお、森林経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

| 区域名 | 林班 | 区域面積 (ha) |
|-----|--------|-----------|
| 峰山 | 1～67 | 4755.67 |
| 大宮 | 68～130 | 5,152.05 |

| | | |
|------|-----------------------------|----------|
| 網野① | 131～194 | 3,498.12 |
| 網野② | 195～224 | 1,881.35 |
| 丹後① | 225～261 | 2,390.23 |
| 丹後② | 262～300 | 2,595.76 |
| 弥栄① | 301～332 | 2,197.28 |
| 弥栄② | 333～376 | 3,246.34 |
| 久美浜① | 377～418、421、462～483、526～527 | 4,463.18 |
| 久美浜② | 419～420、422～461、484 | 3,216.78 |
| 久美浜③ | 485～525 | 2,651.73 |

2 生活環境の整備に関する事項

今後計画期間中の状況にあわせ検討していくこととする。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

良質材の生産に努め、信頼される産地づくりを目指すとともに、市場の動向に留意しながら、地元産材の需要拡大に努める。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画については、地域における特徴的な取組みを踏まえ別紙2のとおり現状を記載し計画については、今後検討する。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組みに関する事項

市内の小・中学生をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着をはぐくむため、府振興局と連携を図り林業体験等を開催して林業に

対しての理解と興味を深めてもらう機会をもうけていくこととする。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

特になし

(3) その他

特になし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

経営管理権が設定された森林のうち、計画期間内に市町村森林経営管理事業により森林整備を推進することが適当な森林の区域、作業種及び面積は、下表に示すとおりとする。

【計画期間内における市町村森林経営管理事業計画】

| 区域 | 作業種 | 面積 | 備考 |
|----|-----|----|----|
| 未定 | | | |

7 その他必要な事項

(1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、京都府等の指導機関、森林組合との連携をより一層密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとする。

(2) 市有林の整備

本市は、市有林、分収林合わせて1,956.90haの森林を所有しており、人工林については、森林組合に保育、間伐等を委託して施業を実施することとする。

また、森林経営計画作成者からの共同化に積極的に応じ、効率的な森林整備を実施する。

(3) 保安林その他法令により制限を受けている森林に関する事項

保安林及び自然公園法指定区域内の施業等、他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施するものとする。

特に山陰海岸国立公園、丹後天橋立大江山国定公園に指定された地域については、観光資源として風致景観の保全が必要である。これらの森林については、積極的に森林整備を進める。

なお、国立公園、国定公園指定区域内の具体的な施業方法については、別紙 3に示す方法に従って実施するものとする。

(4) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土石の切取・盛土を行う場合、法勾配の安定を図るとともに、必要に応じて法面保護のための法面緑化工・土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設等を設けることとし、その他形質の変更を行う場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置をとることとする。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

[別紙1] 林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

| 施設の種類 | 現状（参考） | | | 計画 | | |
|-----------|--------|------------------|---|----|----|------|
| | 位置 | 規模 | 対図番号 | 位置 | 規模 | 対図番号 |
| 木工品展示コーナー | 峰山町五箇 | 1棟 |  | | | |
| 特用林産物集出荷場 | 久美浜町永留 | 1棟 |  | | | |
| 林産物需要拡大施設 | 久美浜町永留 | 1棟 |  | | | |
| 木材加工施設 | 大宮町森本 | 作業棟 1棟 保管庫 2棟 |  | | | |

[別紙2] 森林の総合利用関係施設の整備計画

| 施設の種類 | | 現 状 (参 考) | | 将 来 | | 対図 番号 |
|-------|----------------|------------|-------------------------|-----|-----|----------|
| | | 位 置 | 規 模 | 位 置 | 規 模 | |
| 地域振興 | 峰山林業 総合センター | 峰山町 | 木造2階建 | | | ▽ 1 |
| | | 五箇 | 延床面積 404 m ² | | | |
| 観光振興 | 崇 山 森林公園 | 大宮町 谷 内 | 20ha 車道 | | | ▽ 2 |
| | | | 550m 遊歩道 3.5km | | | |
| | | | 林間広場(3ha) | | | |
| | | | 展望デッキ 2棟 | | | |
| | | | 東屋 1棟 | | | |
| | | | 親水施設 1箇所 | | | |
| 観光振興 | スイス村 森林公園 | 弥栄町 野 中 | オートキャンプ場 0.64ha | | | ▽ 3 |
| | | | 管理棟 1棟 | | | |
| | | | バンガロー 6棟 | | | |
| | | | ゲレンデ広場 10.0ha | | | |
| | | | 森林散策道 0.6km | | | |
| | | | 体験宿泊施設 1棟 | | | |
| 観光振興 | 林道 権現山線 | 峰山町 | 延長 1,330m | | | ▽ 4 |
| | | 吉原 | | | | |
| 観光振興 | 林道 ミソン谷線 | 峰山町 | 延長 2,980m | | | ▽ 5 |
| | | 鱒留 | | | | |
| 観光振興 | 林道 磯砂線 | 峰山町 | 延長 2,422m | | | ▽ 6 |
| | | 鱒留 | | | | |

[別紙3] 自然公園法指定区域内の施業方法

| 公園の種類 | 伐採方法 | その他 |
|-------------------------|--|---|
| 山陰海岸国立公園 第1種特別地域 | ① 禁伐を原則とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐を行うことができるものとする。 | 伐採は、森林法による手続きと、国立公園にあっては自然公園法第20条による環境大臣の許可が、国立公園にあっては同法同条による京都府知事の許可が必要です。 |
| 丹後天橋立大江山 国立公園第1種特別地域 | ② 単木択伐の伐期齢は標準伐期齢に10年を加えたもの以上とする。 ③ 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。 | |
| 山陰海岸国立公園 第2種特別地域 | ① 主伐は択伐を原則とする。ただし、風致維持に支障のない限り皆伐することができるものとする。 | |
| 丹後天橋立大江山 国立公園第2種特別地域 | ② 国立・国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設、単独施設の周辺（造成地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとする。 ③ 伐期齢は標準伐期齢以上とする。 ④ 択伐率は、用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林60%以内とする。 ⑤ 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、国立公園にあっては自然環境局長、国立公園にあっては国立公園部長は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 ⑥ 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めることとする。 ⑦ 皆伐する場合は、1伐区の面積を2ha以内とし、伐区は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することは出来ないものとする。 | |
| 山陰海岸国立公園 第3種特別地域 | | |
| 丹後天橋立大江山 国立公園第3種特別地域 | 全般的な風致の維持を考慮することとする。 | |

[別添資料1] (Ⅱ-第4-別表1関係)

【公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の一覧】

| 区分 | 森林の区域 (林小班番号) | |
|--|---|---|
| 水源の ^{かん} 涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 6～7、12、15～23、26、30～32、39～40、45、58、60～63、78～79、82、86、96～98、100、104～105、108、112～114、116、118～119、122～123、127、129、153～154、165、183～184、190、204、211～217、221、223、231、244、248、250～251、259、263～264、266、273～274、285～286、288～291、297～311、313～317、319～331、335、351～354、356、358～360、366、383、396～398、401～403、407～409、423～424、430、436～440、442、460～461、468、477、479、495～496、503～504、509～510、524～525 | |
| 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 1～5、10、13、15、21、23～24、26、28、30、32～44、46～57、60～66、68～70、72～85、87～93、95～96、99、102～110、116、120、124～129、132～134、138～140、153～160、164～168、170～171、175、177、181～182、186、188～189、191～192、195～203、206～207、210、213、215、234～235、242、244～245、251～252、257～260、263、269、272～273、286～288、290～294、299、330、333～340、342～344、346、348～350、360、362～371、374、377～378、381、383～385、387～388、391～395、398、406、408～409、414～420、422～424、430、433、435～436、443～444、447、451～453、457～458、460～462、464～465、469、471、475～483、486～489、491、493～494、496～499、502～507、509、515～517、523 |
| | 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 141、143、145、219、233、268、270、463、526～527 |
| | 保健文化機能の維持増進を図るた | 6～7、12、45、58、112～115、117～119、121～123、130～131、135、142、144、146～147、217～218、220～232、239、241、243、246～248、250、253、255～256、261～262、265 |

| | | |
|--------------------------------|--|--|
| | めの森林施業を推進すべき森林 | ～267、271、274～276、281、298、301～311、313～329、331～332、351～356、372～373、375～376、459、484、512～514、518～521、524～525 |
| 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | | 14、16～20、22、25、31、71、86、94、97～98、100～101、136～137、148、150～152、161～163、169、172～174、176、178～180、183～185、187、190、193～194、204～205、208～209、211～212、214、216、236～238、240、249、264、278～280、282、284、295～297、312、345、347、357～359、361、382、386、389～390、396～397、399～405、407、410～413、429、431～432、434、437～442、450、466～468、470、472～473、490、492、495、500～501、508、510～511 |
| | 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林 | 16、17 い・ほ・る、19 り～る、20、22 い～ろ・と～ぬ・を、25、71 い～ろ、97、98 い～と、100、101 い～ろ、137 い～ろ、169 い～ろ、172 ろ～に、174 ろ～に、176 と、179 い・は～ほ、180 ろ～に、183～184、190、212 は～に、214 ほ、237 は～へ、238 に～と、264 い～る、312 い、347、382 に～わ、386 い～ぬ・を～か、389 に～た、402、407、438、473、490 い～ろ、495、511 |

[別添資料2] (Ⅱ-第4-別表2関係)

【公益的機能別施業森林の区域における森林施業の方法を定める森林の区域の一覧】

| 区分 | 施業の方法 | 具体的な基準 | 森林の区域 (林小班番号) |
|--|--|--|---|
| 水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 伐期の延長 | ・標準 伐期 齢 + 10 ・皆伐 20h以下 | 6~7、12、15~23、26、30~32、39~40、45、58、60~63、78~79、82、86、96~98、100、104~105、108、112~114、116、118~119、122~123、127、129、153~154、165、183~184、190、204、211~217、221、223、231、244、248、250~251、259、263~264、266、273~274、285~286、288~291、297~311、313~317、319~331、335、351~354、356、358~360、366、383、396~398、401~403、407~409、423~424、430、436~440、442、460~461、468、477、479、495~496、503~504、509~510、524~525 |
| 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進す | 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 長伐期施業 | 1~5、10、13、15、21、23~24、26、28、30、32~44、46~57、60~66、68~70、72~85、87~93、95~96、99、102~110、116、120、124~129、132~134、138~140、153~160、164~168、170~171、175、177、181~182、186、188~189、191~192、195~203、206~207、210、213、215、234~235、242、244~245、251~252、257~260、263、269、272~273、286~288、290~294、299、330、333~340、342~344、346、348~350、360、362~371、374、377~378、381、383~385、387~388、391~395、398、406、408~409、414~420、422~424、430、433、435~436、443~444、447、451~453、457~458、460~462、464~465、469、471、475~483、486~489、491、493~494、496~499、502~507、509、515~517、523 |
| 森林施業を推進す | 快適な環境の形成の機能の | | 141、143、145、219、233、268、270、463、526~527 |

| | | | | |
|------|-------------------------------|--|--|--|
| べき森林 | 維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | | | |
| | 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | | | 6～7、12、45、58、112～115、117～119、121～123、130～131、135、142、144、146～147、217～218、220～232、239、241、243、246～248、250、253、255～256、261～262、265～267、271、274～276、281、298、301～311、313～329、331～332、351～356、372～373、375～376、459、484、512～514、518～521、524～525 |

ただし、「水源の^{かん}涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」区分の内、「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」区分と重複する森林の区域については、施業の方法は、「長伐期施業」を優先するものとする。

また、以下の市行造林地で、「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」に該当する森林の施業は、伐期は80年とし、皆伐20ha以下とする。

| 造林地 | 森林の区域（林小班番号） |
|-------|---|
| 市行造林地 | 5い、16へ、21は、26は、36は、42と、43へ、47い・ろ・ほ、48い、49に、54に、71い、85は・る・お、92と、96に、97ろ～に、98に・ほ・と、101ろ、102ほ～と、103い、107と、108ち、112い、114ほ、116は、117ろ、118い、123い、125へ、126ろ、130は、131ろ、133ろ、137い、140ほ・へ、148へ、153へ・と、154ろ～ほ、155い、165は、168い、169ろ、176に・ほ、183い、184い～は、190は・に、196に、204は・に、212は、214ほ、225ち、226ろ～に、227は、228と・ち、229い、230ほ・ぬ、233い、234に、235い・ろ、236ら、237は～へ、238は～ほ、239へ、241へ、245は～ほ・ち、246い・り・れ、247い・へ、248い、249と・り・ぬ、251わ・う、253と、254ち、256か、258い・ろ、260い、262る、263れ、270い、271ろ、272る、276い、281に、287は、299ほ・と、300に、306い～は、309い、310は、312い・に、314は、323い・ろ、324い・は、327い・ろ・に、328は、331は・に、334い～ろ・に、337い・ろ、338い・は、339は、341い、342ぬ、347は、349は、353は、354は・に、356は、358い・へ、359へ、360へ、363い、365ほ～へ・ち・ぬ・お・か、367ち、368ろ・に・ほ・と～る・れ・つ、369は、370い、371い・た・れ、375 |

| | |
|--|--|
| | は・り、376 へ・ち・ぬ・か、382 に～へ・り～ぬ、383 ち～り、386 は～わ、389 り～お、395 に、402 に・へ～と、409 ち、421 に、434 ろ、439 い、450 い、462 ろ、 473 は～ほ、478 い～ろ、482 に、487 い・は～に、488 ろ・は、490 ろ、492 ろ、 495 い～は、503 ろ・に、515 い～ろ、519 は |
|--|--|